

広情個審第72号
令和7年1月16日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年7月23日付け広人入第122号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第105号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年7月23日付け広人人第122号の諮問事案（諮問第105号事案）

令和6年3月21日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月8日付け広島市指令人人第2号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年4月22日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により不開示とした4(3)ウとエの情報について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定において不開示とされた部分を開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 「開示することにより、人事上の評価、判断又は回答方針が明らかとなり、評価等に対する質問や批判のほか、評価等を行った者に対する誹謗中傷等を招くおそれがあり、その結果率直な評価等を行うことができなくなる。」とあるが、私は平成29年（2017年）に退職しており、開示しても人事上の評価又は回答方針に不都合は生じない。他のハラスメント事由に影響するとも思えない。また、評価等に対する質問や批判は当然の権利であり、批判、質問をさせないために不開示にするというのは、隠蔽である。

イ 「開示することにより、ハラスメント相談に対応する事務において、正確な情報収集を行うことが困難になるなどのおそれがある。」とあるが、事件自体は、2014年当時のものであり、調査も2014年から2015年にかけてのものであり、正確な情報収集を行うことが困難になるとは思えないし、他のハラスメント事由に影響があるとも思えない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人が開示を求める部分は、請求人からの質問事項に対する人事上の評価、判断又は回答方針を記載した部分（開示請求者に対して既に回答している部分を除く。）であり、開示することにより、人事上の評価、判断又は回答方針が明らかとなり、評価等に対する質問や批判のほか、評価等を行った者に対する誹謗中傷等を招くおそれがあり、その結果、率直な評価等を行うことができないことになる。
- (2) また、請求人が開示を求める部分は、第三者からの聞き取り内容を記載した部分であり、開示することにより、ハラスメント相談に対応する事務において、今後、所管課から正確な情報収集を行うことが困難になるなどのおそれがある。
- (3) 以上のことから、請求人が開示を求める部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第7号に該当するため不開示としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第7号の規定について

法第78条第1項第7号は、不開示情報として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(2) 本件部分開示決定における不開示情報について

本件開示請求に対して実施機関が開示しないこととした情報は、本件部分開示決定に係る「A主査の訴えに対する回答について」との件名の文書（以下「本件文書」という。）の総論の記載並びに項目1、項目3、項目4、項目6、項目8、項目9、項目12及び項目13の記載の一部（以下「本件不開示情報」という。）である。

以下、本件不開示情報の不開示事由該当性について、検討する。

(3) 本件不開示情報の不開示事由該当性について

ア 総論の記載並びに項目1、項目3及び項目4の記載の一部について

当審査会が見分したところ、総論、項目1、項目3及び項目4の不開示部分は、ハラスメント相談に係る当該事案に対する実施機関の評価や判断が記載された情報であると認められる。

当該情報を公にすると、ハラスメント相談の対応において実施機関がした評価、判断あるいは回答方針が明らかとなるため評価等を行った者に対する誹謗中傷等を招くおそれがあり、その結果、実施機関においてハラスメント相談に対する率直な評価等を行うことが困難になるおそれがあることから、法第78条第1項第7号の不開示理由が認められる。

イ 項目 9 及び項目 12 の記載の一部について

当審査会が見分したところ、項目 9 及び項目 12 の不開示部分は、実施機関がハラスメントをしたとされる者の側から聞き取った内容を記載した情報であると認められる。

当該情報を公にすると、今後のハラスメント相談に対応する事務において、ハラスメントをしたとされる者の側からの事実関係等に関する正確な情報収集を行うことが困難になるおそれが認められ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示理由が認められる。

ウ 項目 6 及び項目 13 の記載の一部について

当審査会が見分したところ、項目 6 及び項目 13 の不開示部分は、実施機関が関係部署から聞き取った内容を記載した情報であると認められる。

実施機関は、当該情報を公にすることにより、今後のハラスメント相談に対応する事務において、正確な情報収集を行うことが困難になるおそれがあると主張するが、当該情報はハラスメントをしたとされる者の側からのハラスメントの事実関係等に係る聞き取りに関するものではなく、関係部署から聞き取った事実確認に係る情報に過ぎない。

したがって、当該情報を公にしても、今後の当該事務における正確な情報収集が困難になるおそれがあるとは認められず、当該情報を法第 78 条第 1 項第 7 号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、当該情報を同号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

エ 項目 8 の記載の一部について

当審査会が見分したところ、項目 8 の不開示部分は、ハラスメント相談に係る当該事案に対する実施機関の評価や判断が記載された情報ではなく、ハラスメント相談の対応に限らない実施機関の見解が記載された情報であると認められる。

したがって、当該情報を公にすることにより、ハラスメント相談に対する率直な評価等を行うことが困難になるおそれがあるとは認められず、当該情報を法第 78 条第 1 項第 7 号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、当該情報を同号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

オ 以上のことから、本件不開示情報のうち、総論の記載並びに項目 1、項目 3、項目 4、項目 9 及び項目 12 の記載の一部を法第 78 条第 1 項第 7 号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、項目 6、項目 8 及び項目 13 の記載の一部を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関はこれらの情報について不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 7 . 2 3	広人人第 1 2 2 号の諮問を受理（諮問第 1 0 5 号で受理）
R 6 . 1 0 . 2 5 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 . 1 1 . 2 2 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 . 1 2 . 2 5 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 誠 治	㈱中国放送報道制作局長
栗 原 理	広島消費者協会会長
日 山 恵 美 (部会長)	広島大学大学院教授
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授